

静岡県告示第310号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年4月25日

静岡県知事 川勝平太

- 1 (1) 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成2年5月15日農林水産省告示第633号（一及び三に係るものに限る。）
平成14年3月26日静岡県告示第260号（一、二及び五に係るものに限る。）
- (2) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所
賀茂郡東伊豆町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (8) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所
下田市・賀茂郡河津町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
下田市・賀茂郡河津町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
 - (8) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ロ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、賀茂農林事務所並びに下田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）